

令和4年度第2回大規模小売店舗立地審議会議事録

日 時：令和4年10月6日（木）9時30～11時00分

場 所：徳島県職員会館 視聴覚室

議 題：大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議

「(仮称)キョーエイ北沖洲店」の新設届出

「(仮称)ドラッグコスモス海陽店」の新設届出

イオンモール徳島の変更届出

ダイレックス沖浜店の変更届出

出席委員：奥嶋委員、名田委員、内田委員、佐々木委員

県出席者：(事務局) 商工労働観光部 企業支援課

(大規模小売店舗立地連絡会員) 関係各課

■議題1

「(仮称)キョーエイ北沖洲店」の新設届出について

事務局より大規模小売店舗立地法に基づく届出の概要を説明後、審議に入った。

委 員：県道側の歩行者動線については整備されているが、店舗北側にも住居が多い。北側にお住まいの方の中には、店舗南の県道側まで回って来店することを望まない方も多いのではないかと。店舗北側からの歩行者動線についても考えていただきたい。

委 員：徳島市意見にある「関係者と協議を行い、本市との市道に係る契約関係を履行すること」とはどういうことか。

事務局：届出図面では、出入口1に接道する市道は3車線となっているが、現況では2車線となっており、図面と現況が異なることから出された意見である。

図面には、以前、新設店舗と同じ場所で小売業を営んでいた者が、店舗への右折入庫レーンを作るために、店舗に隣接する土地を市道として使用するよう、徳島市と店舗に隣接する土地の所有者との3者で締結した契約が反映され3車線となっていたが、契約期間が終了したため、現況では2車線となっている。

そこで、新規店舗の設置者は、同様の契約を徳島市と土地所有者との3者で締結し、図面どおり店舗側レーンを維持することとなっており、徳島市にも確認済みである。

委 員：この契約は確実に履行いただく必要がある。

委員長：ほかにご意見、ご質問ありませんでしょうか。

(質問、意見なし)

委員長：それでは、この案件につきましては、県の意見としてはなしと致しますが、
北側からの歩行者動線について検討すること
を留意事項として付することとします。 →意見なしで終了

■議題2

「(仮称)ドラッグコスモス海陽店」の新設届出について

事務局より大規模小売店舗立地法に基づく届出の概要を説明後、審議に入った。

委員：店舗の屋外照明は全3基で、業務用車両専用出入口、敷地北西、北東に各1基ずつ
設置されている。出入口1から一番近い照明は北東の1基であり、距離があるよう
に思うが、出入口1は十分な照度を保っているのか。

事務局：問題ないと聞いている。

委員長：ほかにご意見、ご質問ありますでしょうか。

(質問、意見なし)

委員長：それでは、この案件につきましては、県の意見としてはなしと致します。
→意見なしで終了

■議題3

「イオンモール徳島」の変更届出について

事務局より大規模小売店舗立地法に基づく届出の概要を説明後、審議に入った。

委員：西側隔地駐車場から店舗まで、横断歩道のない道路を横切ることになる。通行車両
に対して看板等で横断歩行者への注意喚起を行っているとのことであるが、時間帯
によっては、車両の通行量が増えることも想定されるので、歩行者への更なる注意
を促していただきたい。

委員長：ほかにご意見、ご質問ありますでしょうか。

(質問、意見なし)

委員長：それでは、この案件につきましては、県の意見としてはなしと致しますが、
歩行者への注意喚起を強化すること
を留意事項として付することとします。 →意見なしで終了

■議題4

「ダイレックス沖浜店」の新設届出について

事務局より大規模小売店舗立地法に基づく届出の概要を説明後、審議に入った。

(質問、意見なし)

委員長：それでは、この案件につきましては、県の意見としてはなしと致します。

→意見なしで終了